

## 土木工事標準積算基準書使用にあたっての留意事項

- ・本県の土木工事標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。
- ・本県では、国土交通省の市販版を使用することとします。
- ・下記事項においては、佐賀県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

基準書ページ	留 意 事 項
・ I -1-①-1	<p>【文の一部読み替え】</p> <p>1 適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「国土交通省直轄」となっているため、これを「佐賀県県土整備部（港湾事業等の海上工事等及び建築工事を除く）」と読み替える。</li></ul> <p>【項目及び本文の削除】</p> <p>2 基準の適用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基準の適用日については、佐賀県独自の取扱いがあるため、この項目を全て削除。</li></ul>
・ I -1-②-2	<p>【項目及び本文の削除】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「(3)維持工事（複数年度の国債工事）」の請負工事費の構成について、本県の取扱いと違うため、この項目を全て削除。</li></ul>
・ I -2-①-1 ～ I -2-①-2	<p>【本文の一部削除】</p> <p>① 直接工事費 1 材料費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「(2)価格」中の「入札時（入札書提出期限日）」を「公告時」と読み替える。</li><li>・ 「(2)価格」中の「なお、設計単価は…」～「4) 1), 2)及び3)の方法により難い場合…最頻度価格を採用する。」を削除。</li></ul> <p>① 直接工事費 2 歩掛</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「見積りの場合は、原則として…」～「なお、単価等によるものとする。」を削除。</li></ul> <p>(材料費の単価決定要領が異なるため。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「佐賀県庁ホームページ&gt;しごと・産業&gt;入札・補助金・公募事業&gt;入札&gt;建設工事関連入札制度等&gt;積算等技術案内&gt;公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「設計単価決定要領」による。</li></ul>
・ I -2-①-4	<p>【本文の一部訂正】</p> <p>5 諸雑費及び端数処理</p> <p>(1)諸雑費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「1) 諸雑費の定義」中の「及び端数処理を兼ねて一括計上する」を削除し、「のため計上する」とする。 (本県では諸雑費による端数処理をしていないため。)</li><li>・ 「2) 単価表」を全文削除。</li><li>・ 「3) 内訳書」を、2) の削除に伴い3) を2) とする。</li></ul>

基準書ページ	留 意 事 項
・ I -2-①-4	<p>【本文の一部訂正】</p> <p>5 諸雑費及び端数処理</p> <p>(2) 端数処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「1」の文章を削除し「単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。ただし、施工パッケージ単価表の単価は、有効数字4桁、5桁目以降切り上げとする。」とする。</li> <li>「3」の土木工事標準単価については、文章を削除し、設計単価等決定要領「佐賀県庁ホームページしごと・産業&gt;入札・補助金・公募事業&gt;入札&gt;建設工事関連入札制度等&gt;積算等技術案内&gt;公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「設計単価等決定要領」による。</li> </ul> <p>【本文の一部訂正】</p> <p>6 注意事項</p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべて削除し、「諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の煩雑さを避けるため率計上するものである。」とする。</li> </ul>
・ I -4-①-1	<p>【本文の一部削除】</p> <p>① 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法」を全文削除 (佐賀県の運用が異なるため)</li> </ul>
・ I -5-①-1 ～ I -5-②-35	<p>【第5章（数値基準等）をすべて削除。】</p> <p>(数値基準が異なるため)</p>
・ I -8-①-1 ～ I -8-①-2	<p>【第8章（時間的制約を受ける公共工事の積算）をすべて削除。】</p> <p>(積算方法が異なるため)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「佐賀県庁ホームページしごと・産業&gt;入札・補助金・公募事業&gt;入札&gt;建設工事関連入札制度等&gt;積算等技術案内&gt;公共工事及び設計業務等委託の積算について」内の添付ファイル「時間的制約を受ける工事の積算について」によること。 ※・令和2年7月10日付け建設技第932号「時間的制約を受ける工事の積算について（通知）」による。【土木工事積算資料に掲載】 ・農業土木、森林土木についても同様とする。</li> </ul>
・ I -13-①-1 ～ I -13-①-4	<p>【第13章（総価契約単価合意方式）をすべて削除。】</p>
・ 全体事項	<p>【建設機械の排出ガス対策型の取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仕様書の第41節「環境対策」の表1-2及び表1-3に示す建設機械について、基準書に指定があるものはその基準とし、指定がないものは1次基準で運用することを基本とする。</li> </ul>